

財務省第5入札等監視委員会

令和3事務年度 第3回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所		令和4年3月18日～令和4年4月12日（書類回覧による開催）	
委員		委員長 村山周平 （村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲 （早稲田大学・教授）	
審議対象期間		令和3年10月1日（金）～令和3年12月31日（金）	
抽出事案		4件	(備考)
1	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：「液体検査装置の液体大麻探知機能付与」に関する調達 契約相手方：株式会社クマヒラ (法人番号1010001108872) 契約金額：12,320,000円 契約締結日：令和3年12月3日 担当部局：東京税関
2	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：通関事務総合データ通信システムにおけるテレワーク環境用端末への転用 契約相手方：N E C ネッツエスアイ株式会社 (法人番号6010001135680) 契約金額：10,214,600円 契約締結日：令和3年12月21日 担当部局：東京税関
3	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：南本牧埠頭コンテナ検査センター（仮称）建築に係る基本計画策定業務 契約相手方：株式会社翔設計 (法人番号7011001028717) 契約金額：4,290,000円 契約締結日：令和3年10月1日 担当部局：横浜税関
4	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：仙台空港税関支署税關検査場照明器具更新工事 契約相手方：株式会社パルックス (法人番号4370001003861) 契約金額：9,240,000円 契約締結日：令和3年12月7日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：「液体検査装置の液体大麻探知機能付与」に関する調達</p> <p>契約相手方：株式会社クマヒラ (法人番号1010001108872)</p> <p>契約金額：12,320,000円</p> <p>契約締結日：令和3年12月3日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p> <p>高落札率となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>配備済み液体検査装置(クマヒラ製LSR-M2-MOF)に液体大麻の探知機能を追加するためのソフトウェアを調達するものです。</p> <p>クマヒラ製液体検査装置のアップグレードを目的とするものであり、応札者が限定的になったものです。</p> <p>㈱クマヒラから参考見積書を徴し予定価格を作成したため、高落札率となりました。</p>
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>高落札率を回避するための方策として、㈱クマヒラ以外の者に参考見積もりを算出させることは考えられないのでしょうか。</p> <p>予定価格調書では、「市場価格調査を行い、その結果に基づき積算した」と記されています。積算内訳には、1式として総額のみしか記されておらず、1式の内訳は示されていませんが、積算するために、どのような市場価格調査を行ったのでしょうか。</p> <p>また、予定価格調書の妥当性・相当性をどのような方法で評価したのでしょうか。</p> <p>液体検査装置の本体及び爆発物原料・本件追加薬種以外の不正薬物探知のためのソフトウェアはいつ頃調達したものでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>市場価格調査に当たっては、㈱クマヒラ以外の1者からも見積書を取得しましたが、安価であった㈱クマヒラの見積書をもって予定価格を作成しました。</p> <p>既存機器のアップグレードという調達に係る参考資料がないことから、市場価格調査の結果をもって予定価格とせざるを得ず、このため、高落札率となったものであり、他にこの点の改善は困難と考えています。</p> <p>市場価格調査の段階で、2者から見積書の提出を受け、安価な見積書を採用した旨、先に申し上げたとおりですが、内訳についてはいずれの者も記載がありませんでした。</p> <p>調達の目的物は液体大麻が探知できる機能を有するソフトウェアであるため、内訳を必要とするものではないと判断し、総額で比較しています。</p>
	<p>液体検査装置本体は、平成30年度から令和3年度の間に複数回調達しました。</p> <p>爆発物原料及び本件追加薬種以外の不正薬物の</p>

意見・質問	回答
<p>前回までの液体検査装置の調達時点で、液体大麻を探知できなかった理由は何でしょうか。</p> <p>液体大麻の探知は、液体検査装置の調達時に予想できなかつたものでしようか。</p>	<p>探知機能は、液体検査装置に予め標準装備された機能であり、装置本体と探知プログラムを一体として調達しました。</p>
<p>液体検査装置は(株)クマヒラ以外の製造業者はいますか。</p> <p>もしクマヒラ製装置のアップデートでなく、新たな調達だったら競合他社の入札はあり得たでしようか。</p>	<p>過去の液体検査装置の調達において、税関の知りうる範囲では、液体大麻の探知機能を具備した機種は市場に存在していませんでした。</p> <p>よって、当時の既存技術の範囲内での調達を行わざるを得なかつたのですが、液体大麻の探知能力を付与する技術が実現されるに至ったため、本件の調達を行いました。</p>
<p>サプライチェーンリスクに係る懸念とは、具体的にどんなことでしょうか。リスクは検討されたのでしょうか。</p>	<p>液体検査装置については他の製造業者はおりますが、税関の仕様書を満たす機種の提案実績はクマヒラ製のみとなっています。</p> <p>各社の開発が進めば他社の入札の可能性があると考えています。</p>
<p>入札に参加しない場合に記載をお願いしている「入札参加に係るアンケート」は、入札に参加しなかつた業者から回答がありましたか。回答があった場合、どんな内容でしたか。</p>	<p>ここでいうサプライチェーンリスクに係る懸念とは、情報通信機器等の開発及び製造過程における情報の窃取・破壊や、情報システムを停止させる等の悪意ある機能の組み込み等となります。</p> <p>事業者から提出された「機器等リスト」については、内閣サイバーセキュリティセンターの助言を基に検討し、各機器についての講ずべき必要な措置は無いと判断しました。</p>
<p>本件は、特殊な装置のアップグレードで、それを入札方式で実施されています。他の業者が入札する見込みはあつたのでしょうか。</p> <p>今後、探知が必要な対象物の種類が増加した場合、今回と同様、一者入札となる可能性が高いと理解してよろしいでしようか。</p> <p>その場合の対策を、現時点において検討する必要があるとお考えでしようか。</p>	<p>本件の入札説明書を取得した事業者は(株)クマヒラのみであり、入札説明書を取得したが入札には参加しなかつたという事業者はいませんでした。</p> <p>本件は、配備済みの液体検査装置のアップグレードを目的とするものであり、技術的に対応可能な者が限定されることを想定していましたが、契約相手の選定過程における透明性や機会均等性を確保するためにも、競争入札を行つたものです。</p> <p>今後、探知が必要な対象物の種類が増加した場合において、配備済み液体検査装置のアップグレードをもって、その目的の達成を図るのであれば、同様の結果になる可能性が高いかと思いますが、調達内容によっては、競争性の余地がないとまでは断定できないことから、今後の調達につきましては、公告期間をより長くとることにより、当方で把握しきれ</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：通関事務総合データ通信システムにおけるテレワーク環境用端末への転用</p> <p>契約相手方：NECネットエスアイ株式会社 (法人番号6010001135680)</p> <p>契約金額：10,214,600円</p> <p>契約締結日：令和3年12月21日</p> <p>担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>予定価格の決定方法</p> <p>低落札率となった要因</p> <p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>参考見積を徴した2者のうちの1者は入札に参加していませんが、どうしてでしょうか。</p> <p>「入札参加に係るアンケート」は提出されましたか。</p> <p>オフライン作業のみ可とされた全国863台のノートパソコンは、オフライン作業だけでなく、</p>	<p>ていない業者の競争参加の可能性を高めたいと考えています。</p> <p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>在宅作業用（オフライン作業のみ可）として配備済みのノート型パソコン863台について、シンクライアントを利用したテレワーク用端末に転用するための必要なキッティング作業を行わせるものです。</p> <p>2者から参考見積を徴し、構成費目ごとに安価な費用を積み上げて予定価格を作成しました。</p> <p>なお、本件は確実な履行の確保のために調査基準価格を設定しました。</p> <p>最低価格入札者の入札額が調査基準価格未満であったことから、落札者の決定は一旦保留し、低入札価格調査を行ったところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件作業は、すべて入札者の事業所内で実施</li> <li>・利益や一般的な管理諸経費を必要最低とし価格低減をはかった</li> </ul> <p>との回答を得ました。</p> <p>競争入札に期待される経済性の確保が発揮された結果であると認識しています。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>「入札参加に係るアンケート」は提出されております。</p> <p>他の受注案件が輻輳しており、本件に関する受注余力が無かったと伺っています。</p> <p>本調達での設定変更の対象となる863台のノートパソコンは税関ネットワークへの接続は原則とし</p>

意見・質問	回答
<p>税関ネットワークに繋ごうと思えば可能だったという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>「税関IN端末」とオンライン作業のみを可されたノートパソコンは同じものでしょうか。</p>	<p>できません。</p> <p>税関で利用している端末には、以下の4種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 税関LAN端末…職員が一般の事務処理に利用する端末。閉域環境が構築されており、原則として税関職員間での通信に用途が限られています。</li> <li>② 税関IN端末…職員が外部と連絡を取る際に利用する端末。各部署に数台程度配備されており、共用で利用します。</li> <li>③ テレワーク環境用端末…職員がシンクライアントを利用して税関LANに接続できる環境下でのテレワークに利用する端末。</li> <li>④ 持ち出し用端末…テレワーク環境が拡充されるまでの間、職員が在宅勤務でオンライン作業に利用する端末。</li> </ul> <p>これら端末は、それぞれ利用用途と設定・仕様が異なっております。本調達により、④の端末を③へと転用しました。</p>
<p>パソコン内のHDDのデータを消去する作業は、USBメモリーに搭載されたデータ消去ソフトを用いて税関側が行ったようですが、落札者が回収したノートパソコンのHDDのデータを、落札者において消去させなかつたのは、データの秘匿性を守る必要があったからでしょうか。</p> <p>それ以外にも理由があったのでしょうか。</p>	<p>データの秘匿性を守る必要のほか、コスト上のメリットを企図したものです。</p> <p>事業者にデータ消去の役務を請け負わせた場合、データ消去を証する書類を提出させ、データ消去の確実性を担保する必要がありますが、これら書類は有償であることが一般的となっています。</p> <p>税関側でデータ消去作業を実施することにより、データ消去作業とデータ消去証明書のコストを削減することができます。</p>
<p>データ抹消ソフトウェアの数量と、転用端末の数量の関連性をご教示ください。</p> <p>863台のノートパソコンを受注者が回収して、シンクライアントを利用した端末に転用するため</p>	<p>ご質問の「データ抹消ソフトウェア」は、調達仕様書5に記載のデータ抹消ソフトウェアの数量（合計241点）との前提でお答えします。</p> <p>データ抹消ソフトウェアはPC（合計863台）に1台ずつ必要な訳では無く、複数PCにおいて使い回しができるものとなっています。</p> <p>契約期間中に各官署でPCのデータ抹消作業を実施するにあたってスケジュール上支障の無い数量を仕様として定めており、合計241点は、各官署での配布要望を基に集計した数量です。</p> <p>ご認識のとおりです。</p>

意見・質問	回答
<p>のキッティング作業を行い、その後、拠点一覧に配送するとのことですが、配送途上の事故等については、契約書21条の危険負担で処理されるのでしょうか。</p> <p>落札者から理由書を徴収したのは、低落札率であったからであると思いますが、その際、財務諸表等を添付させた理由は何でしょうか。</p> <p>本件は、863台のパソコンに、テレワークに必要な対応の機器をセットアップする作業ですが、特殊技術が必要な領域でなく、一般的なパソコンに対する変更作業であるように思われます。</p> <p>予定価格調査においては、セットアップ作業は、どのくらいの時間が必要な作業と見込んでいたのでしょうか。また、パソコンを1台ずつ宅配便で運送しても予定価格調査の運送料が高いように見受けられますが、当該運送料を算出した根拠は何でしょうか。</p>	<p>契約内容に適合した履行がなされるかの判断に係る照会事項に経営内容が含まれていることから、財務諸表等を確認させていただいたものです。</p> <p>セットアップ作業につきまして、市場価格調査において、どの程度作業時間（工数）がかかるかをヒアリングしたところ、作業工数をどの程度要するのかはPCの個々の状態によるものであり、一律機械的に判断できるものではないとの見解であり、必要工数×人日といったような比較によるのではなく、一台につきいくらかかるのかといった視点からの価格比較を行っています。</p> <p>配送料については、各拠点からキッティング箇所への集配とキッティング箇所から各拠点への返送の2回の金額となります。</p> <p>配達拠点が関東圏のみならず離島官署も含むこと、精密機器の配達は一般的な配達と比して高額であることを踏まえ、実例価格帯の範囲と判断しました。</p>
<p><b>【事案3】</b></p> <p>契約件名：南本牧埠頭コンテナ検査センター（仮称）建築に係る基本計画策定業務</p> <p>契約相手方：株式会社翔設計 (法人番号7011001028717)</p> <p>契約金額：4,290,000円</p> <p>契約締結日：令和3年10月1日</p> <p>担当部局：横浜税關</p> <p><b>《抽出にあたり委員からの事前確認》</b></p> <p>契約の概要について</p>	<p><b>《担当部局からの事前説明》</b></p> <p>税關では、不正薬物等の密輸に対する輸入貨物検査を実施しており、輸入貨物のうち、コンテナや車両については、大型X線検査装置（以下「大X線装置」という。）を利用し、効果的かつ効率的な検査を実施しています。国土交通省における国際コンテナ戦略港湾施策による港湾機能の再編等を踏まえ、南本牧埠頭に大X線装置を導入するための建屋を含めたコンテナ検査センター建築を</p>

意見・質問	回答
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>計画していることから、その建築に係る設計業務を外部委託したものです。</p> <p>本件入札の参加資格については、一等級広げ「A」と「B」を参加させることとしたものです。さらに、本件はコンテナ検査センター建築という大型工事に付随する案件であり、建築予定地が埋立地という特異な地質であることから、仕様書において建築実績等を資格要件として設定を行いました。本件入札に当たっては3者が入札参加の意思を示しましたが、うち2者については資格要件を満たせず辞退し、結果、1者応札となったものです。</p>
<p>高落札率となった要因について</p>	<p>高落札率となった要因については、当該予定価格の算出については、複数の者から人工の聞き取りを行っており、市場実態を適切に反映したものであると考えていますが、高度な技術を要する大型工事に付随する案件であるため、企業努力の余地がそれほどなかったものと思料されます。予定価格の算出については、市場実態を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの聞き取り徹取に努めて参ります。</p>
<p>《回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>入札資格をBのほかAも追加されているが、落札業者はAランクですか。</p> <p>予定価格の算出について複数の業者から人工の聞き取りを行ったとあるが、当該業者は入札参加資格要件を満たせずに辞退した業者となりますか。</p> <p>X線管理区域及び遮蔽扉格納部については、大黒管理センターと同一構造とするとされていますが、大黒管理センターの図面は落札者に提供されるのでしょうか。</p> <p>仕様書の業務内容によると、「基本計画の策定」には、必要諸室の構成を検討し、基本構成、各階平面図、立面、断面等、施設の機能が多角的に分かる整備レイアウト図の素案を作成するとされていますが、素案と設計図とは異なるものという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>落札業者は「A」等級に格付けされます。</p> <p>聞き取りを行いました相手は入札参加資格要件を満たせずに辞退した業者も含まれています。</p> <p>大黒コンテナ検査センターの図面については落札後、落札業者へ共有しております。</p> <p>一般的な建設工事は「基本計画→基本設計→実施設計」の手順で行い完成物を基に、自治体に建設許可を得ることとなります。当該契約により成果物として提出されるレイアウト図の素案を基に、今後実施する「基本設計」「実施設計」の中で、より詳細な設計図を作成する予定であり、素案と設計図とは異なるものになります。</p>

意見・質問	回答
<p>入札資格要件に、埋立地における本件調達と同様な施設の建築実績があることが決められていますが、これを資格要件としなければならない理由は何でしょうか。</p> <p>支持層まで地中杭長50m以上が必要となる建物であったとしても、基本計画だけであれば作成することができるようにも思いますが、資格要件に記載された実績がないと基本計画も策定するはできないということでしょうか。</p>	<p>当該建設工事を実施するにあたり、埋立地と言う特異な地質であること及び特殊機器である大型X線検査装置を有する施設を建造するため、地中杭は必須要件であり、重要な要素となります。また、地中杭を含む基礎工事は当該工事費に占める割合も多く、地中杭を考慮しつつ上屋の重量などを検討し、建設コスト比較をすることも重要な要素となります。さらには、地中杭の本数等を反映した建設工期を考慮した事業スケジュール作成も今後に大きな影響があるものと考えております。以上のとおり、地中杭を鑑みた建屋の提案を必要とするため、設けた要件となります。</p>
<p>上記に関連して、仕様書記載の成果物では、成果物の大部分は、「概要」、「計画」とされていますが、本件の資格要件である「埋立地における建築物の基礎となる地中杭長50m以上の建築実績」と関連がある成果物はどれに当たるのでしょうか（そのような建物の建築実績がないと、不都合が生じる成果物はどれでしょうか。）。</p>	<p>当該資格要件に対応する成果物は、敷地概要・建築概要、建設コストの比較検討、概算工事費内訳書、事業スケジュールの作成になります。</p>
<p>検査場等の配置については、原則として、仕様書別紙の配置（参考図）を変更しないこととされていますが、そうだとすると、平面計画・動線計画等は、ほとんど工夫の余地がないように思われますが、それでもこれらの計画が必要なのでしょうか。</p>	<p>仕様書の通り、配置案を基本としておりますが、柱などを考慮した配置案としているため、設計業者による提案を必要とします。また、より効率の良い諸室配置などの提案を排除するものではありませんので、より良い建築を目指しております。さらに敷地計画など敷地条件等を整理しながら進める必要があります、建築コスト比較も重要な計画の一部となり、建築工事における当該計画は必要なものとなります。</p>
<p>本件は、設計という業務の発注ですが、締結されている請負契約書は一般的な請負業務の契約書の内容になっているように見受けられます。「設計」という業務に適合させるために何か修正変更などは加えたものでしょうか。設計上の問題によって将来建物等に損害が生じた場合を想定すると、26条は重要な条項ですが、一般的な契約不適合性の条項で、設計の場合に十分対応するか疑問を感じます。また、21条や22条は物理的な物の納品を想定しているように見受けられ、本件にはあまり適合しない規定のようにも見受けられます。23条も同様です。建築設計の場合、その</p>	<p>本契約は基本計画の設計業務であり、今後はこの基本計画を元により詳細をつめ、修正して設計図を作成する予定であることから、一般的な請負業務契約書の内容で対応可能と判断したため、条文の修正変更は加えておりません。</p>

意見・質問	回 答
<p>性格（リスク）を踏まえた契約とする必要はないのでしょうか。</p> <p><b>【事案4】</b></p> <p>契約件名：仙台空港税関支署税関検査場照明器具更新工事</p> <p>契約相手方：株式会社パルックス (法人番号4370001003861)</p> <p>契約金額：9,240,000円</p> <p>契約締結日：令和3年12月7日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p><b>《抽出にあたり委員からの事前確認》</b></p> <p>契約の概要について</p>	<p><b>《担当部局からの事前説明》</b></p> <p>平成28年5月13日閣議決定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」において、政府全体のLED照明の導入を2030年度までに100%とすることを掲げており、既存庁舎の蛍光灯照明器具を改修しLED照明器具を調達していくものです。</p>
<p>予定価格の決定方法</p>	<p>本件の予定価格については、業者からの聴取、一般刊行物記載の単価、既設照明器具撤去費、高所作業費及び発生材処分費を積算したものです。</p>
<p>低落札率となった要因</p>	<p>落札者より落札価格について聴取したところ、機器仕入先と長年の取引実績があり、また、年間購入量も多いことからスケールメリットを活かすことができ、また、地元仙台での公共工事実績が少なく、本案件への強い熱意をもって臨んだ旨の回答があり、一般競争入札による競争と企業努力が働いたものと考えております。</p>
<p><b>《書類回覧による委員からの質問・意見》</b></p> <p>予定価格の決定方法で2社から見積者を徵取したとあるが、この2社が今回の入札に参加した業者ですか。</p> <p>サプライチェーン・リスクへの対応は検討しな</p>	<p><b>《担当部局からの回答》</b></p> <p>1者は入札に参加した者となります、1者は入札にご参加頂けませんでした。</p> <p>照明器具については、国が定める機密性の高い情</p>

意見・質問	回答
<p>くてよいのでしょうか。</p>	<p>報を扱う機器及び通信機器に該当しないことから不要と判断しました。</p>
<p>11年前の東日本大震災で、仙台空港ターミナルビル付近は高さ3メートルの津波が押し寄せ、1階部分はほとんど水没したようですが、その後工事の際、照明機器の交換は行われなかったのでしょうか。仮に、交換された場合には、LED照明に交換しなかった理由は何ですか。</p>	<p>東日本大震災の復旧工事の際にも照明機器交換は行われておりますが、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律や政府実行計画等が閣議決定されたのは、平成28年5月13日であり、東日本大震災発生後であるため、当時はLED照明交換を実施しておりません。</p>
<p>2030年までに時間がありますが、仙台空港税関支署が令和3年度の調達となった理由は何でしょうか。</p>	<p>2030年に向けて順次各庁舎の予算要求を実施しておりますが、令和3年度については仙台空港税関支署のみ予算措置されたものです。</p>
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律や政府実行計画等に基づき、財務省全体の購入計画が策定され、それに基づいて本件調達が行われていると思いますが、現時点において、照明機器のLED化は、どの程度進んでいるのでしょうか。</p>	<p>財務省全体の進捗状況は把握しておりませんが、横浜税關としての照明機器のLED化工事は初となります。</p>
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第11条では、「環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。」とされているようですが、そのような配慮は行っていますか。</p>	<p>既設照明器具と同数を調達しており、調達量の増加はしておりません。LED照明器具は、一般の蛍光灯と比較して長寿命であり、二酸化炭素削減効果、さらには省エネルギー効果もあることから、結果としてコスト削減につながり、環境にも配慮されています。</p>
<p>本件は、照明器具を交換するもので、技術的に複雑な工事ではないものと理解しました。予定価格調書における積算書では、交換工事に必要な費用のうえに、現場管理費、一般管理費等を加算して、管理費だけで、全体の一定割合を占める積算になっています。照明器具の交換工事に対して、この割合の管理費が必要と判断された理由は何でしょうか。</p>	<p>国土交通省が制定した「公共建築工事共通費積算基準」を基に算出したものです。</p>